

会 議 録

1 会議名

第8回柿崎区地域協議会

2 議題(公開・非公開の別)

(1) 報告事項(公開)

①会長からの報告事項

・頸北地区合同研修について

②市からの報告事項

・新上越斎場建設事業について

・柿崎上中山体育館の廃止について(諮問除外事項)

・柿崎農業構造改善センターについて

・保育園における施設型給付費について

(2) その他(公開)

3 開催日時

平成28年10月27日(木)午後6時30分から午後7時25分まで

4 開催場所

柿崎地区公民館 3階 集会室

5 傍聴人の数

26人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者(傍聴人を除く。) 氏名(敬称略)

・委員：長井洋一(会長)、小出優子(副会長)、加藤満、金子正一、佐藤健、
白井一夫、武田正教、新部直彦、榆井隆子、引間孝史、湯本清隆、
吉井一寛、渡邊征雄

・事務局：柿崎区総合事務所 南博幸所長、横田一次長、大場正弘総務・地域振
興グループ長、大橋靖夫産業グループ長、古屋靖夫建設グループ長、
中村稔市民生活・福祉グループ長、唐澤幸代地域振興班長、野沢洋
輔主事、小田一輝主事(以下グループ長はG長と表記)

- ・木田庁舎：横山新太郎健康づくり推進課長、新保武志主任

8 発言の内容（要旨）

【小出副会長】

- ・会議（地域協議会）の開会を宣言

【大場 G 長】

- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 2 項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

【小出副会長】

- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、会議の運営は会長が行う旨を説明

【長井会長】

- ・会長から、移動巡回型地域協議会の開催趣旨を交え、挨拶を行う
- ・議事録確認に楡井委員を指名
- ・次第 4 の(1)会長報告「頸北地区合同研修について」に入る
- ・日程及び研修内容について説明を行う
- ・委員へ質問等を求めるが、委員から発言なし

【長井会長】

- ・次第 4 の(2)市からの報告「新上越斎場建設事業について」に入る

【健康づくり推進課 横山課長】

- ・資料 No. 1 を基に説明を行う

上越斎場は、昭和 60 年の建設から 30 年、頸北斎場は平成 4 年に当時の旧町時代に建設してから 23 年が経過し、いずれの斎場も老朽化が進み、修繕等の維持費が毎年高額となっている。そのため、将来の火葬需要への対応と利用者サービスの向上を図るために、現上越斎場を建て替えることとし、平成 24 年度に、当

市の建設計画である新市建設計画に新上越斎場建設事業を登載して事業を進めてきた。建て替えに当たって、現在の上越斎場の用地内だけでの建て替えとした場合には、利用者の安全性の確保や静寂性の保持といった観点から多くの問題があり、用地を拡張し、拡張した箇所に新斎場を建設することで、現斎場を通常どおり稼働させながら、同時に建て替え工事を行う計画である。

新たに拡張する新斎場建設予定地の面積は、約 8,000 m²を見込んでおり、既存斎場用地の約 5,300 m²については、マイクロバス等の駐車場用地などの利用を想定し、拡張する用地と併せて一体的なものとして整備したいと考えている。

新斎場施設概要（案）は、あくまで現時点での考え方を示したものであり、本年度に作成する斎場整備の基本構想の中で施設の基本方針や施設の概要を定めることとしている。施設は、効果的な施設整備と効率的な斎場運営を目指すという考えから、全市民の利用を想定した施設整備を検討しており、火葬炉数は、7～8 基程度、動物炉 1 基を想定している。また、火葬炉の性能や火葬業務の運営面での検討により、火葬時間の短縮や将来増加が予想される火葬需要に十分対応し、余裕のある火葬の受け入れができるようにしたいと考えている。そのため、頸北斎場は、新上越斎場の供用開始後において、火葬業務を廃止する方向で検討している。

新斎場の主な施設機能としては、待合室、告別室及び収骨室のほか、使用される方のニーズに沿った部屋の設置も考え、延床面積を約 3,000～4,000 m²と想定しているものである。また、今後のスケジュールは、来年度以降に用地取得、基本設計、実施設計、用地造成などを行い、平成 31 年度に本体工事着工、平成 33 年度の完成・供用開始を目指している。

【佐藤委員】

頸北斎場の年間にかかる修繕費はいくらか。また、新上越斎場建設事業の基本構想案をもう少し早い段階で我々に報告いただくことはできなかったのか。頸北斎場を廃止する前提で話をしているように感じる。

【健康づくり推進課 横山課長】

頸北斎場の年間の運営費は、平成 26 年度までの 4 年間の平均で約 3,000 万円、そのうち修繕に約 600 万円かかっている。1 件につき 1 万円の使用料をいただい

ており、この歳入を年間の運営費から引いた約 2,500 万円が市の負担分となっている。

新上越斎場建設事業の報告時期に関しては、基本構想案ができあがる前の現時点が一番よいと考えた。何も案の無い段階では説明できる内容が無く、また、基本構想案ができあがった段階での報告では遅いため、基本構想案を検討している現段階で報告させていただいた。地域協議会には、その都度説明させていただきたいと思っている。

【渡邊委員】

頸北斎場の施設の耐用年数は、あとどれくらい残っているか。また、今後団塊世代が死亡年齢に差し掛かると、市全体の斎場の稼働件数が現在の約 1.2 倍になる試算が出ているが、現在の上越斎場と頸北斎場の火葬炉を合わせても 7 基であり、これを 1.2 倍にすると、「新斎場施設の概要（案）」に記載されている 8 基では足りない計算となるので、計画がおかしいと思われる。

地域住民の理解を得るなどの手順を踏んでから、基本構想を作成し実行する必要があるのではないか。

【健康づくり推進課 横山課長】

耐用年数は火葬炉が 16 年であり、現在の上越斎場と頸北斎場ともにすでに耐用年数を経過している。そのため、火葬炉には毎年相当の費用をかけて修繕を行っている状況である。

頸北斎場は火葬炉を 3 基設置しているが稼働率が低く、また、新上越斎場に設置する火葬炉は従来のものよりも性能がよくなっているため、利用可能件数を上げることができる。そのため、団塊世代が死亡年齢に差し掛かることにより、斎場を利用する件数が 1.2 倍になったとしてもまかなえる施設となることが想定できる。

新上越斎場の建設に関しては、今後も地域協議会へ重ねて説明させていただきたい。また、地域の皆様へのご説明に関しても、総合事務所と相談しながらどのような方法がよいのかを検討させていただく。

【新部委員】

新市建設計画では、何年度に頸北斎場を廃止することになっているか。

【健康づくり推進課 横山課長】

新市建設計画を作成した時点では、具体的なものは決まっていなかった。そのため、今回全市を対象とした施設で基本構想をまとめた案が初めてのものとなる。

【新部委員】

頸北斎場は年間で運営費が 3,000 万円、そのうち修繕費が 600 万円かかる。歳入は平成 26 年度のデータで 328 件の利用があったことから、使用料が 1 件 1 万円で単純計算すると 328 万円の収入となる。修繕費から使用料収入を差し引きしても修繕費が 300 万円程度上回り、市の負担となる。運営費は、上越市への合併があっても無くてもどちらにしてもかかる経費なのだから、頸北斎場を廃止せず、新しい斎場を建設してもよいと考えている。行政の負担を軽くして、住民の負担が重くなってもいいのか。地域住民を困らせる構想を持ってきては困る。頸北斎場の耐用年数が 16 年であることは知っているが、それ以降は相応の修繕費がかかるのは当たり前である。600 万円程度の維持費で驚いていてはとんでもない話だ。頸北斎場を廃止しない構想を考えてほしい。

【佐藤委員】

今回は地域協議会での説明だが、今後各町内会での説明の予定があるかをお聞かせ願いたい。

【健康づくり推進課 横山課長】

今後、地域協議会へ重ねて説明させていただくが、町内会等の地域の皆様への説明に関しても、どのような方法がよいのかを総合事務所と相談し進めたい。

【渡邊委員】

計算上は新上越斎場のみで火葬をまかなうことができるのかもしれないが、仮に火葬が集中し空きがなく利用できない場合、1 日、2 日火葬が遅れ喪主の負担となることが考えられる。また、万が一、災害等で新上越斎場が使えなくなった

らパニックになる。その場合の補完の意味も含めて、頸北斎場を残すことを検討していただきたい。

【白井委員】

最初から頸北斎場を廃止することを前提として話をしている印象を受ける。新上越斎場1か所のみになった場合、大きな災害があったときに火葬をまかないきれぬのか。また、地域住民のことを考えずに、費用対効果のみを考えているように感じるので、もう少し真剣に考えていただきたいと思う。

【金子委員】

頸北斎場の廃止は、黒岩や吉川区尾神のような市街地から距離のあるところの住民に対する残酷な対応のように思う。頸北斎場を残す方法を検討していただきたい。

【新部委員】

新上越斎場の基本構想を作成する際、頸北斎場の存続も検討に入れることはできないか。新上越斎場の供用開始と同時に頸北斎場の廃止が構想案の中で固まっているのか。構想案の中で、頸北斎場の立場はどのようになっているのか。

【健康づくり推進課 横山課長】

現在、新上越斎場建設の基本構想案を作成しており、全市民を対象とした斎場を建設することを考えている段階である。新上越斎場の供用開始と同時に頸北斎場を廃止するという検討はまだ行っていない。ただし、新上越斎場と頸北斎場の両方を存続していくことは難しいと考えている。今後、重ねて説明に伺いたい。新上越斎場の供用開始によって直ちに頸北斎場を廃止するというわけではない。

【新部委員】

説明の中で、新上越斎場供用開始と同時に廃止すると話したではないか。

【健康づくり推進課 横山課長】

新上越斎場の供用開始後において、頸北斎場を廃止する方向で検討していると

説明させていただいた。

【新部委員】

この地域協議会に頸北斎場廃止の方向性が出ている構想を持ってこられたとしても、その話を地域協議会として地域住民に説明することはできない。地域住民の皆さんも理解されない。今後、頸北斎場が廃止となるような構想をもってこられたとしても、この地域協議会は耳を貸さないという意味統一をしようと思うので、再度説明に来られる際は、その辺を踏まえ、中身をよく考えた構想を用意していただかないと困る。

【長井会長】

地域協議会の場においての説明でもこれだけの意見が出ている。これから総合事務所と一緒に地域に説明に行くことを考えていると思うが、頸北斎場の廃止を前提とした説明では相当な反発があると思う。基本構想を作成している段階で地域へ説明に来ていただくことはできないか。そして、地域の意見を聞いたうえで、基本構想を作成してほしい。基本構想の作成が進んだ段階で説明に来られても、その構想に対し、柿崎区は絶対に反対だというような話にもなりかねない。頸北斎場を存続できるような基本構想を作成してほしい。まずは、現在の基本構想に関する考えを地域で説明する時間を設け、今は基本構想について事を進めるのは止めていただきたい。

【渡邊委員】

大潟区や吉川区の地域協議会でも同様の説明を行うのか。

【健康づくり推進課 横山課長】

10月開催の柿崎区、大潟区、吉川区の地域協議会において説明させていただくこととしていた。吉川区は20日の地域協議会において説明をし、大潟区は本日地域協議会が開催されているので、説明させていただいている。柿崎区、大潟区、吉川区の3区については、今後の説明もできるだけ同時期に同じ内容で説明をさせていただきたいと思っている。

【新部委員】

新上越斎場建設の話は市議会にはすでに伝わっているのか。

【健康づくり推進課 横山課長】

昨日、市議会の厚生常任委員会の所管事務調査において、本日の地域協議会でお配りしたのと同じ資料で説明させていただいた。

【佐藤委員】

地域協議会よりも、各町内会での説明の方が大事だと思う。

【健康づくり推進課 横山課長】

吉川区の地域協議会で挙げられた意見を紹介させていただきたい。「斎場までの距離が遠くなる」、「新上越斎場一つで運営した場合と、頸北斎場の火葬炉を入れ替え、新上越斎場の規模を小さくして併存した場合の経費を比較したとき、どうなるか」等の意見をいただいた。現在、双方の場合の経費を試算している。経費の比較に関しても地域協議会に報告させていただきたい。

【長井会長】

- ・次第 4 の(2)市からの報告「柿崎上中山体育館の廃止について(諮問除外事項)」に入る

【中村 G 長】

- ・資料 No. 2 を基に説明を行う

【長井会長】

- ・委員へ意見等を求めるが、委員から意見なし

【長井会長】

- ・次第 4 の(2)市からの報告「柿崎農業構造改善センターについて」に入る

【大橋 G 長】

柿崎農業構造改善センターは、市の公の施設の再配置計画では、施設設置から

28年が経過し、当初の目的を一定程度達成したことや、施設の耐用年数の経過及び利用者数の減少という状況から、平成29年3月末をもって廃止する予定とされていた。しかし、農産加工室については現在も味噌づくり等で利用されていることから、利用者を対象に説明会を行ったところ、出席者より多くの存続の要望があった。そのため、利用者や関係団体と施設に関しどのように対応するのがよいか協議を行った結果、8月に利用者で自主運営を目指す「柿崎農業構造改善センター利用組合」が設立された。現在組合員は74名在籍している。これを受け市としては、利用組合による自主運営が軌道に乗るよう平成31年3月まで廃止を延長することとし、JAと連携しながら、利用者組合による円滑な運営ができるように支援を行っていく。

【長井会長】

- ・委員へ意見等を求めるが、委員から意見なし

【長井会長】

- ・次第4の(2)市からの報告「保育園における施設型給付費について」に入る

【中村G長】

- ・資料No.3を基に説明を行う

【長井会長】

資料No.3のチラシを保育園に掲示した意図は何か。このチラシを見たとき、高額な保育料を支払っている保護者は快く思わなかったのではないかと感じた。

【中村G長】

保護者が第一義的な保育の責任を有しており、保育料は保護者の収入に応じてお支払いいただいているが、それ以外の保育にかかる経費は、本来国が法に基づき責任をもって保護者にお支払いし、それを保護者が保育園へ負担金としてお支払いいただくこととなっている。その負担金の部分を保育園が国から代理で受領できるとするものが、資料No.3の内容となっている。

【長井会長】

内容は分かるが、この掲示を見た保護者がどのような感情を抱くかという配慮が足りないように思う。

【長井会長】

- ・ 次第 4 の(3)その他に入る

【唐澤班長】

- ・ 配布資料についての説明を行う

【長井会長】

次回(第9回地域協議会)開催日

- ・ 日時：11月15日(火) 午後6時30分～
- ・ 会場：柿崎地区公民館 下黒川分館 2階 大集会室

【長井会長】

- ・ 閉会を宣言

(午後7時25分閉会)

9 問合せ先

柿崎区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL：025-536-6701 (直通)

E-mail：kakizaki-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。